

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容				
(1)～(3)	(略)				
(4) タイプ3の 区分に係る料金 の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ (略) ウ アクセス回線の細目等による区別 (ア) コース1のメニュー1に係るもの (略) (イ) コース1のメニュー2に係るもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提供するアクセス回線の品目及び細目等 による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等 による区別		
区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等 による区別				

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容				
(1)～(3)	(略)				
(4) タイプ3の 区分に係る料金 の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ (略) ウ アクセス回線の細目等による区別 (ア) コース1のメニュー1に係るもの (略) (イ) コース1のメニュー2に係るもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提供するアクセス回線の品目及び細目等による 区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による 区別		
区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による 区別				

～2021年1月31日

2021年2月1日～

	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1～プラン2	(略)	(略)
プラン3	メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン2のもの	
プラン4～プラン5	(略)	(略)
備考 (略)		

(ウ) コース2のメニュー1に係るもの (略)

エ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
IPv4タイプ～IPv4 over IPv6(IPoE)タイプ	(略)
備考 1～3 (略)	

	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1～プラン2	(略)	(略)
プラン3	削除	
プラン4～プラン5	(略)	(略)
備考 (略)		

(ウ) コース2のメニュー1に係るもの (略)

エ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
IPv4タイプ～IPv4 over IPv6(IPoE)タイプ	(略)
備考 1～3 (略)	

～2021年1月31日		2021年2月1日～	
	<p>4 IPv6 (IPoE) タイプ又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り提供します。</p> <p>(1) コース1 (メニュー2のプラン3及びプラン5を除きます。)、コース2又はコース3のもの</p> <p>(2) 「フレッツ・v6オプション」の提供を受けるもの</p> <p>5 (略)</p>		<p>4 IPv6 (IPoE) タイプ又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り提供します。</p> <p>(1) コース1 (メニュー2のプラン5を除きます。)、コース2又はコース3のもの</p> <p>(2) 「フレッツ・v6オプション」の提供を受けるもの</p> <p>5 (略)</p>
(5)～(9)	(略)	(5)～(9)	(略)

～2021年1月31日		2021年2月1日～	
<p>(10) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、電話等サービス契約約款に定める選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限りませ。以下この欄において「電話等サービスの月極割引」といいます。）の適用を受けている第2種契約者（タイプ1のコース1（プラン1からプラン4に係る者に限りませ。）若しくはコース2（プラン1からプラン4に係る者に限りませ。）、タイプ2のコース1又はタイプ3のコース1のメニュー2（プラン1からプラン3に係る者に限りませ。）であって、電話等サービスの月極割引を選択する旨の申出があった者に限りませ。以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、12料金月以上の継続利用（以下この欄において「電話等サービスの月極割引との複合継続利用」といいます。）の申出があった場合には、この表の(2)欄のイの表の利用料の適用の規定及び1-2-1（利用料）(1)（タイプ1のもの）ア（コース1のもの）の加算額の額にかかわらず、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。</p> <p>イ～キ （略）</p>		<p>(10) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料の適用</p> <p>ア 当社は、電話等サービス契約約款に定める選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限りませ。以下この欄において「電話等サービスの月極割引」といいます。）の適用を受けている第2種契約者（タイプ1のコース1（プラン1からプラン4に係る者に限りませ。）若しくはコース2（プラン1からプラン4に係る者に限りませ。）、タイプ2のコース1又はタイプ3のコース1のメニュー2（プラン1からプラン2に係る者に限りませ。）であって、電話等サービスの月極割引を選択する旨の申出があった者に限りませ。以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、12料金月以上の継続利用（以下この欄において「電話等サービスの月極割引との複合継続利用」といいます。）の申出があった場合には、この表の(2)欄のイの表の利用料の適用の規定及び1-2-1（利用料）(1)（タイプ1のもの）ア（コース1のもの）の加算額の額にかかわらず、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。</p> <p>イ～キ （略）</p>

～2021年1月31日		2021年2月1日～	
<p>(11) 優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ2のコース1又はタイプ3のコース1のメニュー2のプラン1 <u>若しくはプラン3</u>）に係る者に限り、以下この欄において同じとします。）の電話等回線（第2種契約者がIP通信網サービスに係る料金と電話等サービス契約約款に定める電話等サービスに係る料金を一括して請求（以下この欄において「統合請求」といいます。）することを承諾している場合（当社が別に定める場合を除きます。）の、その電話等サービスに係る回線をいいます。以下この欄において同じとします。）について、共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この欄において「県間固定区分」といいます。）として当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円（770円）（月額）を減額、タイプ3のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにメニュー2のプラン1については100円（110円）（月額）、<u>メニュー2のプラン3については300円（330円）（月額）</u></p>		<p>(11) 優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用</p> <p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ2のコース1又はタイプ3のコース1のメニュー2のプラン1に係る者に限り、以下この欄において同じとします。）の電話等回線（第2種契約者がIP通信網サービスに係る料金と電話等サービス契約約款に定める電話等サービスに係る料金を一括して請求（以下この欄において「統合請求」といいます。）することを承諾している場合（当社が別に定める場合を除きます。）の、その電話等サービスに係る回線をいいます。以下この欄において同じとします。）について、共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この欄において「県間固定区分」といいます。）として当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円（770円）（月額）を減額、タイプ3のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにメニュー2のプラン1については100円（110円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「県間固定特別割引」といいます。）</p>

～2021年1月31日	2021年2月1日～
-------------	------------

	を減額して適用します。(以下この欄において「県間固定特別割引」といいます。) イ～カ (略)		
(12) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用	ア 当社は、第2種契約者が当社と第1種ドットフォン契約(タイプ1のうち第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線でないもの及びタイプ2並びにタイプ3を除きます。)又は第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)を締結している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円(770円)(月額)を減額、タイプ3のコース1のメニュー2については、1-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1については100円(110円)(月額)、 <u>プラン3については300円(330円)(月額)を減額して適用します。</u> (以下この欄において「ドットフォン特別割引」といいます。) イ～オ (略)	(12) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用	ア 当社は、第2種契約者が当社と第1種ドットフォン契約(タイプ1のうち第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線でないもの及びタイプ2並びにタイプ3を除きます。)又は第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)を締結している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円(770円)(月額)を減額、タイプ3のコース1のメニュー2については、1-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1については100円(110円)(月額)を減額して適用します。(以下この欄において「ドットフォン特別割引」といいます。) イ～オ (略)
(13)～(28)	(略)	(13)～(28)	(略)

1-2 料金額

1-2-1 利用料 (略)

1-2-2 定額利用料

1-2 料金額

1-2-1 利用料 (略)

1-2-2 定額利用料

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(1)～(2) (略)

(3) タイプ3のもの

ア コース1のもの

(ア) (略)

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～プラン2	(略)
<u>プラン3</u>	<u>7,800円 (8,580円)</u>
プラン4～プラン5	(略)
備考 (略)	

1-2-3～1-2-4 (略)

1-2-5 付加機能利用料

区分	単位	料金額

(1)～(2) (略)

(3) タイプ3のもの

ア コース1のもの

(ア) (略)

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～プラン2	(略)
<u>削除</u>	<u>削除</u>
プラン4～プラン5	(略)
備考 (略)	

1-2-3～1-2-4 (略)

1-2-5 付加機能利用料

区分	単位	料金額

～2021年1月31日					2021年2月1日～				
I P v 4 o v e r I P v 6 (I P o E) 接 続 機能	IPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行う端末設備及びその端末設備に係るセキュリティ並びにサポートを提供するもの(以下「OCN v6アルファ」といいます。)	タイプ3 (コース1のメニュー2のプラン3を除きます。)又はタイプ8 (コース2を除きます。)	1の契約者識別符号ごとに月額	500円 (550円)	I P v 4 o v e r I P v 6 (I P o E) 接 続 機能	IPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行う端末設備及びその端末設備に係るセキュリティ並びにサポートを提供するもの(以下「OCN v6アルファ」といいます。)	タイプ3 (コース1のメニュー2のプラン5を除きます。)又はタイプ8 (コース2を除きます。)	1の契約者識別符号ごとに月額	500円 (550円)
備考 1～2 (略) 3 この機能を利用する第2種契約者(タイプ3(コース1のメニュー2のプラン3を除きます。)又はタイプ8(コース2を除きます。)に係る者に限ります。)から、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース2に係るものに限り)への細目又は区分等の変更があった場合の変更後の付加機能利用料は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。 4 この機能(タイプ3(コース1のメニュー2のプラン3を除きます。)又はタイプ8(コース2を除きます。))には最低利用期間があります。					備考 1～2 (略) 3 この機能を利用する第2種契約者(タイプ3(コース1のメニュー2のプラン5を除きます。)又はタイプ8(コース2を除きます。)に係る者に限ります。)から、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース2に係るものに限り)への細目又は区分等の変更があった場合の変更後の付加機能利用料は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。 4 この機能(タイプ3(コース1のメニュー2のプラン5を除きます。)又はタイプ8(コース2を除きます。))には最低利用期間があります。				

～2021年1月31日

2021年2月1日～

ア 最低利用期間は、この機能の提供を開始した日を含む料金月から24料金月とします。

イ 第2種契約者は、アに規定する最低利用期間内にこの機能の契約の解除があった場合、又はこの機能に係わる第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金8,000円（不課税）を支払っていただきます。

5 この機能は、IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことはできません。ただし、次に掲げる第2種契約者がこの機能の利用できないときであって、当社が認める場合に限り、この機能が利用可能となる日までの期間IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第18条（定額利用料の支払い義務）第2項に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態ではないものとみなして取り扱い、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）に係るものに限ります。）に係る特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の提供する光アクセス回線の品目若しくは細目の変更又は移転をしたとき。

イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものに限ります。）の移転工事又は品目変更工事をしたとき。

ウ 別記6に規定する端末設備の破損又は故障等。

エ その他当社がIPv6（PPPoE）方式での通信を認めるとき。

ア 最低利用期間は、この機能の提供を開始した日を含む料金月から24料金月とします。

イ 第2種契約者は、アに規定する最低利用期間内にこの機能の契約の解除があった場合、又はこの機能に係わる第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金8,000円（不課税）を支払っていただきます。

5 この機能は、IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことはできません。ただし、次に掲げる第2種契約者がこの機能の利用できないときであって、当社が認める場合に限り、この機能が利用可能となる日までの期間IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第18条（定額利用料の支払い義務）第2項に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態ではないものとみなして取り扱い、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3（コース1のメニュー2のプラン5を除きます。）に係るものに限ります。）に係る特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の提供する光アクセス回線の品目若しくは細目の変更又は移転をしたとき。

イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものに限ります。）の移転工事又は品目変更工事をしたとき。

ウ 別記6に規定する端末設備の破損又は故障等。

エ その他当社がIPv6（PPPoE）方式での通信を認めるとき。

～2021年1月31日	2021年2月1日～
6～10 (略)	6～10 (略)